

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和7年12月1日	株式会社原タクシー(法人番号8140002050253)代表者 原 恒史	兵庫県姫路市飾磨区恵美酒423番地1	本社	兵庫県姫路市飾磨区恵美酒423番地1	文書警告	道路運送法第27条第3項	令和7年8月5日、事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施。6件の違反が認められた。(1)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務【未受診者1名】(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(2)業務の記録義務違反【記録事項の不備】(運輸規則第25条第3項、第4項)、(3)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号。以下「運転者に対する指導監督告示」)による運転者に対する指導監督義務違反【一部不適切】(運輸規則第38条第1項)、(4)運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存義務違反【一部記録なし】(運輸規則第38条第1項)、(5)運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存義務違反【記載事項等の不備】(運輸規則第38条第1項)、(6)運転者に対する指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び適性診断受診義務違反【受診なし1名】(運輸規則第38条第2項)	0	0
令和7年12月3日	明星交通有限会社(法人番号9120102012154)代表者 中川 貴人	大阪府大阪市東住吉区矢田7丁目11-5	本社	大阪府大阪市東住吉区矢田7丁目11-5	文書警告	道路運送法第27条第3項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(放置駐車違反)が過去1年以内に3件に達した。「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号)による運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	10	0
令和7年12月3日	東京・日本交通株式会社(法人番号4120901039716)代表者 畠山 明秀	大阪府高槻市梶原中村町19番6号	高槻第二営業所	大阪府高槻市萩之庄5丁目10番7号	文書警告	道路運送法第27条第3項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(放置駐車違反)が過去1年以内に3件に達した。「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号)による運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	4	0
令和7年12月3日	ナショナルタクシー株式会社(法人番号2120001015801)代表者 林 紀孝	大阪府大阪市城東区成育2丁目8番3号	本社	大阪府大阪市城東区成育2丁目8番3号	文書警告	道路運送法第27条第3項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(放置駐車違反)が過去1年以内に3件に達した。「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号)による運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	4	0
令和7年12月9日	神姫観光株式会社(法人番号2140001059268)代表者 兵働 忠志	兵庫県姫路市北条口1丁目17番地	神姫タクシー姫路営業所	兵庫県姫路市保城字大岩ノ下338番地の1	文書警告	道路運送法(以下「法」)第23条第3項、第27条第3項	令和7年7月23日、労働局からの通報を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)運行管理者の選任解任届出違反【解任の未届に係るもの】(法第23条第3項)、(2)運転者に対する指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び適性診断受診義務違反【受診なし1名】(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)	0	0
令和7年12月26日	株式会社愉悦(法人番号2120001261528)代表者 邱 瑜嫻	大阪府大阪市天王寺区上本町7-2-27ローレルコート上本町七丁目北館601号	本社	大阪府泉佐野市長瀧2080番2-202	文書警告	道路運送法第27条第3項	令和7年10月20日、新規許可を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反【記載事項の不備】(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(2)業務の記録義務違反【記録事項の不備】(運輸規則第25条第3項、第4項)	0	0